

介護保険『負担限度額認定証』申請について

介護保険『負担限度額認定証』（食費・居住費の利用者負担の軽減）の有効期限が令和2年7月31日までとなっております。

お持ちの方は、各市町村へ申請をお願いいたします。

（申請をしなければ減額されませんので、ご注意ください。）

申請後、新しい認定証が届きましたらお手数ですが、施設事務窓口までご提出をお願いいたします。

介護保険負担限度額認定証の対象者および軽減後の食費・居住費の日額

利用者負担 段階区分	対象者	居住費(日額)		食費 (日額)
		個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税である 老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	490円	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課 税年金収入額+合計所得金額+非課税年金 収入額の合計が80万円以下の方	490円	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、利 用者負担段階第2段階以外の方	1,310円	370円	650円

※上記の条件のほか、配偶者（世帯分離している場合を含む）が課税の方や預貯金等の合計が1,000万円（夫婦の場合は2,000万円）を超える方は対象となりません。

第4段階	上記対象外の方	1,668円	377円	1,900円
------	---------	--------	------	--------

【問い合わせ先】 相談室 内藤・事務 八代 まで